

新潟市秋葉区スポーツ大会開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の特性に合った、スポーツ事業の展開を図ることにより、秋葉区のスポーツ振興と活性化を推進する団体に対し、新潟市秋葉区スポーツ大会開催事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、新潟市秋葉区スポーツ協会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に対して交付するものとする。ただし、飲食費用を除く。

(1) 主催事業等開催に係る講師及び審判等に対する謝金

(2) 主催事業等開催に要する運営経費

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、200万円を限度とし、かつ、予算の範囲内とする。

(交付手続)

第5条 補助金の交付手続は、規則に基づき行うものとする。

(補助金の概算払い)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、当該補助金を概算払いするものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の概算払いを受けたものは、年度終了後に、補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けたものが第3条以外の経費に補助金を充てたときはその金額を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。